

電波監理審議会（第1075回）議事録

1 日時

令和2年4月21日（火）～同年4月24日（金）
（答申日：4月24日（金））

2 場所

文書審議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、
林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、長屋 文裕

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、田原 康生（電波部長）、
今川 拓郎（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
荻原 直彦（移動通信課長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

- 諮問事項（総合通信基盤局）
 - 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（携帯電話等抑止装置の実用局化）
（諮問第15号）…………… 1

諮問事項（総合通信基盤局）

○ 「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案」（携帯電話等抑止装置の実用局化）

（諮問第15号）

<移動通信課からの説明>

諮問第15号「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案」についてご説明させていただきます。説明資料の3ページ目をご覧ください。

今回諮問させていただく案件につきましては、従来からコンサートホールなどで導入されている携帯電話等の電波を抑止する装置につきまして、これまで実験試験局として導入されてきたものについて、特別業務の局として実用に供する無線局とするための内容でございます。

現状、実験試験局の運用に際しては、携帯電話等の利用を制限することが公共の福祉の利益に必要と認められる場所であって、やむを得ないと判断される場合や、実際に抑止する電波が外に漏れて他の携帯電話等の電波を妨害しないこと、利用者への周知を図ることを条件として免許を付与しております。無線局の数としては、平成10年に導入して以来、全国のコンサートホールや銀行のATM、運転免許試験場などに本年4月1日時点で222局が設置されております。

説明資料の4ページ目をご覧ください。携帯無線通信等を抑止する無線局については、20年以上にわたって実験試験局として運用がなされており、当初は携帯電話の着信音を遮る目的でコンサートホールに導入されていたものが、近年では振り込め詐欺対策として銀行のATMや、カンニング対策として運転免

許試験場に設置されるようになっております。平成30年8月に公表された電波有効利用成長戦略懇談会報告書において、社会的な必要性が認められており、技術的知見が得られていることから、携帯電話等抑止装置の実用局化を進めるとの考え方が示されました。このような状況を受けて、制度改正案の検討においては、まず、無線局の位置づけとしては「特別業務の局」として位置づけました。特別業務の無線局は電波法施行規則第4条において、他のいずれにも該当しない無線通信業務であって、一定の公共の利益のために行われる業務を行う局と定義されています。また、無線局の開設にあたっては、静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的とするものに限定することとし、また、抑止する対象の無線システムを携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム、PHSに限定し、当該システムの運用者から同意が得られていることを開設の条件としています。さらにその運用にあたっては、災害発生時など緊急時には直ちに運用を停止すること、抑止する時間を必要最小限にすること、抑止する範囲内にいる方への十分な周知を行うこと、抑止する範囲を定期的に確認し、抑止範囲以外で抑止の効果が及んでいると判明した場合には直ちに運用を停止することなどの運用ルールを盛り込んでいます。

説明資料の6ページ目をご覧ください。省令案としては、まず「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案」になります。改正案としては、特別業務の局としての定義を掲げ、次項で携帯無線通信を抑止する無線局としての条件を定義しています。具体的には、前述の通り、抑止の対象とする無線システムを限定し、実際に抑止する同一周波数帯を使用する無線局を運用している者から同意が得られていることを条件としています。なお、特別業務の局として既に運用されているものは、道路交通情報を送信する無線局、電波の規正通報を送信する無線局、アマチュア局の広報を送信する無線局などがあります。

次に「電波法施行規則の一部を改正する省令案」についてです。携帯無線通信等を抑止する無線局については、先にご説明させていただいたとおり、本年4月1日時点で222局となっておりますが、その免許人については、殆どが実際に施設に設置している施設管理者になります。そのため、免許人によって免許の日が異なる状況となっており、従来と同様に再免許の日については携帯無線通信等抑止を抑止する無線局全体で同一日とせず、各免許日から5年後等の時期と整理しています。また、これは諮問事項部分ではございませんが、施設管理者の皆様が簡便に導入できるよう、その運用にあたっての開始の届出を要しないこととしています。その他「無線局免許手続規則の一部を改正する省令案」については、諮問事項ではございませんので、詳細なご説明については割愛させていただきます。「無線局運用規則の一部を改正する省令案」につきましては、先ほどご説明いたしました、災害発生時など緊急時には直ちに運用を停止すること、抑止する時間を必要最小限にすること、抑止する範囲内にいる方への十分な周知を行うことなどの運用ルールを定めております。

最後に「無線設備規則の一部を改正する省令案」につきましては、現在導入されている実験試験局の無線設備と同等の技術基準を加えさせていただくものとしております。説明資料の7ページ目及び8ページ目をご覧ください。パブコメを行った際の改正案からの修正事項を纏めたものとなります。技術的な修正と致しまして省令案で1件、さらに意見募集の結果を踏まえまして、省令案で3件の修正を行いました。具体的には、まず7ページ目ですが、① 技術的な修正と致しまして、携帯電話等抑止装置の無線局の抑止する対象に、携帯無線通信及び広帯域無線アクセスシステムの中継を行う陸上移動局の追加を行いました。次に8ページ目ですが、② 携帯電話等抑止装置の無線局では、抑止信号発生部と増幅部を分離し、増幅部に空中線を接続する構成が導入されることから、無線設備規則第54条の4第2号の修正を行いました。

③ 携帯電話等抑止装置の無線局の偏波に関する規定については、意見募集の結果を踏まえるとともに、将来的な複数の偏波の組み合わせを可能とするため、規定を削除しました。

④ 携帯電話等抑止装置の無線局の不要発射の強度の許容値のうち、スプリアス領域では今回の規定では、物作りの観点から基準が厳しいとのご意見がございましたので、スプリアス発射及び不要発射の強度の許容値を区別するよう、無線設備規則別表第三号の修正を行いました。

説明資料の10ページ以降に意見募集の結果を記載しております。意見募集を踏まえ、先ほど説明した4件以外に、訓令案等について2件の修正を行いました。具体的には、11ページの下段になりますが、① 審査基準は、抑止エリアの範囲を携帯電話基地局等の受信電力より25 d B高い値としておりましたが、抑止するエリアにおいては25 d B以下となる範囲があるとのことですので、抑止エリアの定義を見直しました。また、14ページになりますが、② 電波利用料等が従来の無線局と異なるため、自治体等においては年度中の変更では対応できないことから、省令等改正後1年間は一定の条件の下で実験試験局での再免許が可能となるよう経過措置を設けることと致しました。

簡単ではございますが、本案件の説明は以上となります。

< 質疑応答（※質問の到達順に記載） >

○長田委員 実験試験局の銀行ATM局10局というのは、1銀行1局ではなく、銀行により設置されているATM10か所という理解でよろしいでしょうか。

○移動通信課 銀行ATMに10局（令和2年4月1日現在）については、銀行の支店又はATMの10か所に設置されているということになります。

○吉田会長 これまで20年以上にわたって実験試験局として運用され、その有用性が確認されてきた携帯電話等の抑止装置について、電波有効利用成長戦略

懇談会からの報告に基づいて実用局化しようということで、(諮問第15号)「無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案」について異論はございません。

ただ、今後“携帯電話等抑止装置”の開設場所が多様化し、増えてくる可能性があります。免許付与に当たっては設置場所がいたずらに広がらないように留意しつつ、一方では柔軟に対処したいとのことですが、出来る限り透明性のある審査が行われるように希望いたします。より具体的には、配布説明資料4ページの改正案の主なポイントの2項「開設条件の明確化」の最初に「静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものに限定」とありますが、この文言の中の“一定の公共の利益のために行われること”の解釈が微妙に感じます。この辺りを可能な範囲で明確化していただき、携帯電話等に代表される無線通信の健全な発展に寄与することを願っております。

あと、細かいですが、運用に当たっては“定期的な抑止範囲の確認”が極めて重要と考えます。最低でも1年に1回ないしは2回以上確認されるものと推察しておりますが、パブコメにもございました通り、万一抑止範囲以外で抑止効果が及んでいると認められた場合に備えて、開設者(免許人)には緊急連絡窓口を設置していただき、そのようなことが起きた際には直ちに運用を停止し、対処いただくことが肝要かと考えます。

○移動通信課 携帯電話等抑止装置は、平成10年に劇場やコンサートホール等において携帯電話の着信音が演奏者や観客等に迷惑を与えることを防止するために実験試験局として導入されました。10年程前から、携帯電話の高度化に伴い利用方法が多様化する中で、近年では、静謐の確保のみならず、カンニング防止や振り込め詐欺防止といった犯罪対策としても導入が進められており、携帯電話等抑止装置の役割が多様化してきている状況です。そうした状況の中

で、実験試験局としての運用を通じて他の無線システムの業務への影響評価や技術的知見の蓄積が図られてきたことから、今回、抑止装置の実用局化が進められる事となっております。

携帯電話等抑止装置の導入に際しては、まずは携帯電話の適正な利用環境が確保されることを前提としつつ、導入目的に加えて、代替性、必要性や他の利用者への影響等も考慮しつつ、設置を希望される申請者の状況等も踏まえながら、総合的に判断していく必要があると考えております。

また、抑止装置の免許人と抑止する対象の無線システムの免許人の緊急連絡体制については、これまでの実験試験局でも当事者間の合意の中で確認している状況であることから、そうした枠組みが今後も継続されていくように、関係者とも連携しながら進めていきたいと考えております。

携帯電話等抑止装置の実用局化に際しては、目的等に照らして必要不可欠と認められる場合に設置がなされ、適切に運用されるように対応してまいります。

○兼松会長代理 最初の実験試験局が導入されてから約20年経過しているとのことですが、20年前と現在では、携帯電話等を取り巻く環境は大きく変化していると思います。例えば、20年前はまだ電波が届くエリアが限定されており屋内では電波が届かないことも多かったのに対し、現在では地下などでもかなり電波が届くようになっていると思います。また、20年前と現在では、携帯電話の契約台数・保有者数が大きく異なると思います。このように、実験試験局の導入当初と現在では、前提条件がかなり変化していると思われませんが、実験試験局を実施している事例のうち、とりわけコンサートホールなどにおいては、この20年の間に来場者のマナーが向上していれば、携帯電話等抑止装置の設置などは不要となる可能性もあったところ、20年以上経っても、依然として携帯電話等抑止装置のニーズが存在するため、実用局化するに至ったものと理解し

ております。そうすると、携帯電話等抑止装置を他の用途で設置することを希望する場合も、20年とまでは言わないまでも、これと同等の慎重さをもって設置の可否を検討することになりますでしょうか。

○移動通信課 携帯電話等抑止装置は、平成10年に劇場やコンサートホール等において携帯電話の着信音が演奏者や観客等に迷惑を与えることを防止するために実験試験局として導入されました。10年程前から、携帯電話の高度化に伴い利用方法が多様化する中で、近年では、静謐の確保のみならず、カンニング防止や振り込め詐欺防止といった犯罪対策としても導入が進められており、携帯電話等抑止装置の役割が多様化してきている状況です。そうした状況の中で、実験試験局としての運用を通じて他の無線システムの業務への影響評価や技術的知見の蓄積が図られてきたことから、今回、抑止装置の実用局化が進められる事となっております。

そのため、携帯電話等抑止装置の実用局化後は、まずは携帯電話の適正な利用環境が確保されることを前提としつつ、導入目的に加えて、代替性、必要性や他の利用者への影響等も考慮しつつ、設置を希望される申請者の状況等も踏まえながら、総合的に判断していく必要があると考えております。

○兼松会長代理 現在実験試験局が開設されている事例のうち、コンサートホールなどと運転免許試験場については、来場者（受験者）の携帯電話を預かるといった措置により、携帯電話等抑止装置と同等の成果を達成できると考えられますので、そのような代替手段が考えにくいのは、銀行ATMのケースだけのように思われます。そうしますと、免許付与の要件である「やむを得ないと判断される場合」には、代替手段がないことは必ずしも含まれていないのかという気も致しますが、免許付与を審査するにあたって、代替手段の有無はどのように考慮されるのでしょうか。

○移動通信課 携帯電話等抑止装置は、劇場やコンサートホール、運転免許試

験場等においては、利用者への注意喚起を行うことによる啓発活動や、施設運営者が携帯電話等を預かるといった方法が代替手段として想定されると考えられます。しかしながら、携帯電話を利用者全員から確実に預かり、返却することが現実的には困難な場合が想定されます。そのため、代替性のみで判断出来るものではないと考えております。

携帯電話等抑止装置の導入に際しては、まずは携帯電話の適正な利用環境が確保されることを前提としつつ、導入目的に加えて、代替性、必要性や他の利用者への影響等も考慮しつつ、設置を希望される申請者の状況等も踏まえながら、総合的に判断していく必要があると考えております。

○兼松会長代理 携帯電話等抑止装置の実用局の開設条件として、抑止する対象の無線システムの運用者から同意が得られていることが挙げられていますが、例えば公共の利益の面から高度の必要性が認められるにもかかわらず、システム運用者の同意が得られなかった場合は、実用局は開設できないということになるのでしょうか。

○移動通信課 電波法は、電波の公平な利用を確保することを目的としており、携帯電話等の健全な利用環境を確保することが基本になると考えています。そのため、携帯電話等抑止装置は、携帯電話等の業務に影響の無い範囲での利用が原則となると考えております。

携帯電話等抑止装置は、既に周波数の割当てを受けて多くの利用者が使用している携帯電話等と同じ周波数帯の電波を発射することで当該無線システムの電波を抑止するという性質上、抑止対象の無線システムの運用者から同意が得られていることを要件としております。

「公共の利益の面から高度の必要性が認められる利用」であっても、抑止対象の無線システムの運用者から同意が得られなかった場合については、抑止装置の開設が認められないことにはなりますが、真に高度な必要性がある場合につ

いては、抑止対象の無線システムの運用者からの理解も得られやすいのではないかと考えます。

○兼松会長代理 今日、携帯電話の電波はきわめて広範囲をカバーするようになり、これを利用する者の数も膨大となり、かつ通話のみならず多様なデータ通信も可能となっているのに加え、災害時の情報伝達手段としての携帯電話の重要性がますます大きくなっていることをふまえますと、携帯電話の利用が支障なく行われることを可能な限り確保するという要請と、携帯電話利用者とうでない者との利害の調整や携帯電話の悪用による犯罪・不正行為の防止といった要請とのバランスをどのように取っていくか、ということがますます重要になっていくものと思われまます。現在実験試験局として実施されている事例が実用局化されることについて異存はありませんが、今後新たな用途について実用化の申請がなされた場合には、免許付与要件の適合性を慎重に検討していただくことを要請致します。

○移動通信課 ご指摘を踏まえまして、今後新たな用途としての実用局の申請がなされた場合には、免許付与要件の適合性を慎重に検討してまいります。

○日比野委員 携帯電話等抑止装置が実験試験局となってから20年間を経て、他の無線システムの業務への影響評価や技術的知見の蓄積をする中での実用局化ということですので、特段の異議はありません。今回の実用局化を機に、旧来の静穏を保持するための用途に加え、犯罪・不正などへの対応といった新たな社会ニーズにも適切に活用されていくことを期待します。

○移動通信課 委員からのご意見を踏まえ、携帯電話等抑止装置の実用局化に際しては、目的等に照らして必要不可欠と認められる場合に設置がなされ、適切に運用されるように対応してまいります。

○林委員 携帯電話等抑止装置の無線局は、これまでも、「携帯電話等の利用を制限することがコンサートホール等公共の福祉の利益に必要と認められる場所

であって、やむを得ないと判断される場合」という旨の開設要件は厳格に解釈され、開設局数がいたずらに拡大しないよう、謙抑的に運用されてきたものと思量しています。というのも、この要件が拡張解釈されて、いたずらに抑止装置の増大を招くと、「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する」という電波法1条の目的にかえって合致せず、電波のあまねく公平な利用という同法の趣旨が没却されるおそれがあるからです。この点、今般の制度整備は、当該局の開設条件をさらに明確化し、その運用ルールも透明化するなど、同法の目的にも合致し、かつ同装置の潜在的な設置ニーズにも配慮したものとなっており、適切なものであると考えます。今後とも、本制度の運用を担う総務省の担当部局におかれては、電波有効利用成長戦略懇談会報告書にもあるように、真に必要不可欠と認められる場合に限った開設となるよう、1条を含む電波法の関係規定の趣旨を踏まえた同制度の適切な運用に留意され、かつ、携帯電話等抑止装置の利用者および今後利用したいと考える潜在的ユーザーに対して、本制度の適切な理解を促すよう、制度の趣旨と利用条件のさらなる周知・啓発に努めていっていただきたいと思います。

○移動通信課 委員からのご意見を踏まえ、携帯電話等抑止装置の実用局化に際しては、目的等に照らして必要不可欠と認められる場合に設置がなされ、適切に運用されるように、周知・啓発を含めて対応してまいります。

○吉田会長 諮問第15号について、委員5名全員より書面にて了承する旨の回答が得られたことから、審議会としまして、諮問第15号につきまして諮問のとおり改正することが適当との答申を行うことを決したいと思います。

< 審議の結果 >

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案について、諮問のとおり改正することは、適当である旨の答申をした。

